

平成二十六年第一回大阪広域水道企業団議会  
二月定例会会議録

平成二十六年二月十四日（火曜日）午後一時開議

○出席議員

一 番 野 村 友 昭  
二 番 米 田 敏 文  
三 番 吉 川 敏 文  
四 番 中 井 國 芳  
五 番 中 島 紳 一  
六 番 内 藤 勝 一  
七 番 吉 田 忠 則  
八 番 北 尾 信 彦  
九 番 中 村 訓 史  
十 番 西 川 哲 夫  
十一 番 中 村 哲 夫  
十二 番 野々下 重 夫  
十三 番 若 林 良 信  
十四 番 大 東 真 司  
十五 番 金 児 和 子  
十六 番 西 田 隆 一  
十七 番 田 中 秀 昭  
十八 番 樽 井 佳 代 子  
十九 番 木 村 勝 彦  
二十 番 松 尾 京 子  
二十一 番 秋 月 秀 夫  
二十二 番 川 光 英 士  
二十三 番 木 下 豊 和  
二十四 番 島 弘 一  
二十五 番 新 雅 人  
二十六 番 山 本 光 晴

○欠席議員

三 十 番 森 田 忠 彦  
十 九 番 今 田 哲 哉  
二 十 二 番 麻 野 真 吾  
二 十 九 番 田 島 乾 正

○説明のため出席した者

企 業 長 竹 山 修 身  
副 企 業 長 吉 田 八 左 右  
理 事 兼 経 営 管 理 部 長 清 水 豊  
技 術 長 兼 事 業 管 理 部 長 林 良 政  
経 営 管 理 部 総 務 課 長 松 本 竜 三  
経 営 管 理 部 副 理 事 兼 同 企 画 課 長 吉 田 景 司  
経 営 管 理 部 財 務 課 長 上 田 伊 宏  
経 営 管 理 部 広 域 連 携 課 長 中 塚 肇  
事 業 管 理 部 計 画 課 長 藤 谷 光 宏  
事 業 管 理 部 事 業 推 進 課 長 中 田 耕 介  
事 業 管 理 部 契 約 検 査 課 長 小 谷 洋 志  
事 業 管 理 部 管 財 課 長 田 中 厚 實  
監 査 委 員 上 西 克 尚  
監 査 委 員 松 本 竜 三  
監 査 委 員 事 務 局 長 松 本 竜 三

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 松 本 竜 三  
議 会 事 務 局 書 記 濱 家 貢  
議 会 事 務 局 書 記 尾 崎 元 伸

○議事日程

第一 議席の指定会議録署名議員の指名  
第二 会期決定の件

第三 諸般の報告

（当選議員の報告・紹介）  
（工事監査結果の報告及び例月現金出納検査結果の報告）  
（説明者の通知）

第四 当選議員の議席の指定

第五 企業団運営方針説明

第六 第一号議案 大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正の件

第七 第二号議案 大阪広域水道企業団水道事業供給条例一部改正の件

第八 第三号議案 大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例一部改正の件

第九 第四号議案 平成二十五年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

第十 第五号議案 平成二十五年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

第十一 第六号議案 平成二十六年大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件

第十二 第七号議案 平成二十六年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件

第十三 第七 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時 開会

○野々下議長 たいだいまより平成二十六年二月定例会を開会いたします。

○野々下議長 本日の会議を開きます。

○野々下議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、木村勝彦議員、松尾京子議員を指名いたします。

○野々下議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

○野々下議長 お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○野々下議長 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日と決定いたしました。

○野々下議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○野々下議長 まず、当選議員の報告の件であります。  
平成二十五年十二月六日付で木下豊和議員が当選されましたので御報告いたします。

○野々下議長 この際、当選議員を御紹介いたします。  
木下豊和議員でございます。

○木下議員 前任の中尾議員から、議会の関係で交代いたしました泉南市の木下豊和でございます。前任者同様、よろしく願っています。

○野々下議長 以上で紹介は終わりました。

○野々下議長 次に、監査委員の工事監査結果の報告及び例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので御了承願います。

○野々下議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしておきましたので、あわせて御了承願います。

○野々下議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

○野々下議長 当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○野々下議長 次に、日程第五、企業団運営方針説明を議題といたします。

○野々下議長 企業長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○野々下議長 竹山修身企業長。  
(竹山修身企業長 登壇)

○竹山企業長 企業長の竹山でございます。  
本日は、平成二十六年二月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、足元の悪

い中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。私からは、企業団の来年度の運営方針を申し述べ、皆様方の御理解と御協力を賜りたいと考えております。

企業団では、大阪広域水道企業団将来構想の実行計画でございます。アクシヨンプラン、施設整備に係る五カ年の実施計画でございます。中期整備事業計画及び中期経営計画に基づきまして、安心・安全で良質な水の安定的な供給と持続可能な事業運営に取り組んでおります。企業団にとりまして重要なこれらの諸計画が平成二十六年度中に計画期間の最終年度を迎えますことから、健全経営を維持しつつ、やるべきことは着実に

実施していけるよう、平成二十七年度からの事業計画をしっかりと取りまとめたいと考えております。また、さまざまな課題の中でも、来年度におきましては、重点的に取り組む施策の一つが災害に対する備えでございます。

発生が危惧される南海トラフ巨大地震では、広域にわたり甚大な被害の発生が想定しておりますが、施設の耐震化、供給系統の二重化、自家発電設備の整備などによりまして、その被害を最小限に低減できるよう、引き続き対策を講じてまいります。

また、被災後の応急給水や早期復旧に備え、これまでも実施してまいりましたあんしん給水栓の改良や市町村との震災対策合同訓練の実施に加え、遠隔地の水道事業体との災害時相互応援体制の充実など、取り組みを推進してまいります。

次に、水道事業の広域化でございます。  
水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、府域水道事業の運営基盤を強化していくためには、広域化・共同化により、人材や施設を効果的・効率的に活用していくことが重要でございます。

広域化につきましては、千早赤阪村との水道事業統合に向け、関係者の皆様方と十分な協議を重ねながら具体的な検討を行ってまいります。また、事務の共同処理や業務の受託など、市町村との連携強化や支援にも力を注いでまいります。

次に、良質な水づくりでございます。  
企業団では、高度浄水処理の導入や厳格な水質管理の実施などによりまして、安全・安心でおいしい水を供給するとともに、水質基準の強化に伴う新たな水処理課題に対応するため、最適な浄水処理フローの検討を行ってまいりました。今般、庭窪浄水場に追加の処理として後ろ過施設の整備を行うことといたしました。

より良質な水道水の供給に努めてまいりたいと考えております。

以上、企業団の運営方針につきまして御説明申し上げます。議員の皆様におかれましては、企業団並びに府域の水道事業の円滑な推進につきまして一層の御協力を賜りますよう心からお願ひ申し上げます。

また、本日の定例会におきましては、条例案三件、予算案四件の議案を提出いたしておりますので、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○野々下議長 以上で企業長の説明は終わりました。

○野々下議長 日程第六、議案第一号から第七号まで

「大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正の件」ほか六件を一括議題といたします。

○野々下議長 議案は、お手元に配付いたしておきましたので御了承願ひます。

○野々下議長 議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

○野々下議長 吉田八左右副企業長。

(吉田八左右副企業長 登壇)

○吉田副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案から第七号議案につきまして御説明申し上げます。

提出議案書の表紙をお開きいただき、一ページをござらんください。

まず、第一号議案、大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正の件につきまして御説明いたします。

地方公営企業会計制度の見直しにより、資産の帳簿価格から国庫補助金などを控除して減価償却を行う、いわゆるみなし償却制度が廃止されることになりまして、これに伴い、みなし償却に係る資産につきまして、その撤去等により損失が生じた場合に資本剰余金を取

り崩して補填を行うために設けておりました第七条の規定を削除するものでございます。

二ページをお開き願ひます。

第二号議案、大阪広域水道企業団水道事業供給条例一部改正の件でございます。

第十条につきまして、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、給水料金の額を改定するとともに、第三条及び第五条につきまして、常用漢字の改定に伴う表記の修正を行うものでございます。

三ページをお開き願ひます。

第三号議案、大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例一部改正の件でございます。

第九条は、給水施設の新設等に係る工事費の納付時期につきまして規定を改めるものでございます。

第十二条、第二十条及び第二十一条につきましては、消費税等の引き上げに伴う所要の改定でございます。

また、第十九条は表記の修正、第二十三条、第二十四条、第二十六条及び第二十八条は、表現の統一を図るため文言の適正化を行うものでございます。

さらに、本条例につきましては、附則第二号及び第三号に経過措置を設けております。

なお、第一号議案から第三号議案に係る各条例につきましては、いずれも平成二十六年四月一日の施行を予定しております。

続きまして、お手元の別冊、第四号議案、第五号議案の議案書、三ページをお開き願ひます。

第四号議案、平成二十五年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件について御説明いたします。

第二条の業務の予定量をござらんください。

(一)の年間総給水量につきましては、昨年度と比較すると減少するものの、当初の見込みを四百万立方メートル上回り、五億二千万立方メートルとしてお

ります。

(三)の主要な建設改良事業でございますが、村野浄水場などにおける浄水設備の改良工事、また松原ポンプ場築造等の施設改良工事の事業費が減少したことなどにより、改良事業につきましては四十九億三千八百四十二万九千円を減額補正しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をござらんください。

まず、収入では、有収水量が見込みより増加したことから、水道事業収益では二億七千五百八十八万二千円を増額補正しております。

また、支出では、人件費、修繕費の抑制や入札差金の発生などにより、水道事業費用としまして十億三千二百五十八万二千円を減額補正しております。

次に、四ページをお開き願ひます。

第四条の資本的収入及び支出をござらんください。収入でございますが、国庫補助金が見込み額に満たなかったことにより、一億千八百二十五万七千円を減額補正しております。

また、支出では、事業の実施年度の見直しや入札差金の発生などにより、五十六億三百四十二万七千円を減額補正しております。

次の第五条は、債務負担行為につきまして、記載しております事項の期間及び限度額を補正しております。

以上が水道事業会計の補正予算の内容でございます。なお、詳細につきましては、五ページ以降の補正予算実施計画等の説明書をござらんください。

続きまして、十五ページをお開き願ひます。

第五号議案、平成二十五年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件につきまして御説明いたします。

第二条の業務の予定量をござらんください。

(一)の年間総配水量につきましては、当初の見込みを二十八万七千立方メートル上回り、一億七千九百八十三立方メートルとしております。

(三)の主要な建設改良事業ですが、大庭浄水場等の施設拡充工事などの工事費が減少したことにより、増補改良事業につきましては六億八千三百九十三万二千円を減額補正しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

まず、収入では、受水企業における使用水量の減少などにより、工業用水道事業収益は四千五百九十五万円を減額補正しております。

また、支出では、営業費用におけます人件費の抑制や入札差金の発生などにより、工業用水道事業費用は五億千八十一万円を減額補正しております。

次に、第四条の資本的収入及び支出でございますが、十六ページをお開き願います。

支出につきましては、事業の実施年度の見直しや入札差金の発生などにより、六億八千三百九十三万二千円を減額補正しております。

次の第五条は、債務負担行為につきまして、記載しております事項の期間及び限度額を補正しております。

以上が工業用水道事業会計の補正予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、十七ページ以降の補正予算実施計画等の説明書をごらんください。

続きまして、平成二十六年当初予算につきましては、御説明申し上げます。

平成二十六年当初予算の編成に当たりましては、有収水量の減少に伴う料金収入の減少や燃料費調整単価の上昇に伴う動力費の増加、さらには消費税の改正や地方公営企業会計制度の見直しといった経営環境の

変化による影響を適切に見込んだ上で、受水市町村や受水企業に安全で良質な水を安定的・効率的に供給するため、施設整備マスタープランや第二期中期整備事業計画に基づきまして必要な事業費の確保に努めたところでございます。

特に、近い将来に発生が危惧されております南海トラフ巨大地震に備えまして、施設の耐震化やバックアップ機能の強化など、災害に強い水道施設の整備に引き続き着実に取り組むとともに、水道事業の広域化、市町村との連携強化や支援をより一層進めることとし、そのために必要な事業費を計上させていただいたところでございます。

お手元の別冊、第六号議案、第七号議案の議案書、三ページをお開き願います。

第六号議案、平成二十六年大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件につきまして御説明いたします。

第二条の業務の予定量をごらんください。

(一)の年間総給水量につきましては五億千立方メートルを、(二)の一日平均給水量につきましては百四十万立方メートルをそれぞれ見込んでおります。

(三)の主要な建設改良事業でございますが、磯島取水場や村野浄水場におけます設備改良工事を初め、バイパス送水管の布設工事や松原ポンプ場築造等の施設改良工事など、二百六億七千五百五十二万八千円を計上しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

まず、収入でございますが、収入の大部分を占める料金収入などの営業収益を初め、地方公営企業会計制度の見直しに伴う長期前受金戻入などの営業外収益や退職給与引当金戻入などの特別利益を含めました水道事業収益としまして四百五十八億八千四百四十四千円

を計上しております。

次に、支出でございますが、動力費、薬品費、減価償却費といった営業費用を初め、企業債利息等の営業外費用や減損会計の導入に伴う特別損失などを含めました水道事業費用としまして四百十九億千八百五十四千円を計上しております。

四ページをお開き願います。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。

まず、収入でございますが、企業債の発行を初め、国庫補助金や工事負担金、建設受託工事収入などで百二十七億七千五百八十八万五千円を計上しております。

また、支出でございますが、建設改良費や企業債償還金などで三百五十二億五千九百五十七万千円を計上しております。

第五条以下は、債務負担行為の期間や限度額、企業債の発行、償還の方法などを定めたものでございます。以上が水道事業会計の平成二十六年当初予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、七ページ以降の予算実施計画等の説明書をごらんください。

続きまして、二十七ページをお開き願います。

第七号議案、平成二十六年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件につきまして御説明いたします。

第二条の義務の予定量をごらんください。

(一)の年間総配水量につきましては、一億七千三百八十一万三千立方メートルを見込んでおります。

(三)の主要な建設改良事業でございますが、大庭浄水場等におけます施設改良やバイパス配水管の布設など、五十一億九千二百五十六万三千円を計上しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

い。

まず、収入でございますが、料金収入等の営業収益を初め、地方公営企業会計制度の見直しに伴う長期前受金戻入などの営業外収益や退職給与引当金戻入などの特別利益を含めました工業用水道事業収益としまして九十六億二千七百四十一万円を計上しております。

また、支出につきましては、動力費、減価償却費といった営業費用を初め、企業債利息等の営業外費用や特別損失などを含めました工業用水道事業費用としまして七十億三千三百五十五万八千円を計上しております。

次に、第四条の資本的収入及び支出でございますが、二十八ページをお開き願います。

まず、収入でございますが、工事負担金や投資有価証券償還金などで十六億四千三十四万四千円を計上しております。

また、支出でございますが、建設改良費や企業債償還金など七十七億七千五百七十六万千円を計上しております。

第五条以下は、債務負担行為の期間や限度額、一時借入金の限度額などを定めたものでございます。

以上が工業用水道事業会計の平成二十六年当初予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、三十一ページ以降の予算実施計画等の説明をごらんください。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○野々下議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○野々下議長 この際、日程第六、議案第一号から第七号まで「大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正の件」ほか六件及び日程第七、一般質問を一括議題とい

たします。

○野々下議長 これより、上程議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を行います。

○野々下議長 通告がありますので、順次指名いたします。

○野々下議長 吉川敏文議員。  
(吉川敏文議員 登壇)

○吉川議員 堺市の吉川でございます。

私のほうからは、第六号議案、平成二十六年水道事業会計予算の件についてのうち、本予算案における主要事業について及び一般質問をあわせてお伺いしたいと思っております。

まず、安定供給事業にございます改良更新事業の推進について、本予算案では、事業費二百六億五千万円が計上されておりますけれども、この事業における取り組みの基本的な考え方とこれまでの投資額の推移をお示しいただきたいと思っております。

また、計画的な整備事業の推進について、これまでの成果並びに今後策定予定の平成二十七年から始まる第三期中期整備事業計画の方針についてお示しをください。

さらに、広域的な事業運営について、先ほど企業長のほうから来年度の運営方針にもございましたけれども、企業団では水道事業の広域化に積極的に取り組んでいかれるとのことでございます。広域的な事業運営についてのこれまでの取り組み成果と、あわせて来年度の取り組み方針をもう一度お示しいただきたいと思っております。

以上で一回目の質問を終わります。

○野々下議長 これより答弁を求めます。

○野々下議長 中田耕介事業管理部事業推進課長。

(中田耕介事業管理部事業推進課長 登壇)

○中田事業推進課長 それでは、ただいまの吉川議員からの御質問について、順次お答えをいたします。

まず、改良更新事業の考え方と投資額の推移についてでございますが、改良更新事業の実施に当たりましては、中・長期的な事業展開の道しるべとして策定をいたしました施設整備マスタープランに基づき、事業期間を平成十七年度から平成四十一年度までの二十五年間、事業費を二千八百五十五億円として、施設の耐震化と更新を進めておりまして、現在は平成二十二年から五年間を事業期間とする第二期中期整備事業を進めているところでございます。

改良更新事業の考え方につきましては、一、水需要の減少に対応した施設規模の縮小、二、災害に対する安全性の強化、三、市町村水道との連携強化の三点を施策のポイントとし、施設の老朽度や重要度を評価して優先順位を定め、効率的かつ計画的に事業を推進しております。

次に、投資額の推移につきましては、平成十七年度から平成二十四年度までの八年間で、総執行額九百七億円、一年当たりになりますと約百十三億円を執行いたしました。

本年度、平成二十五年度の改良更新事業費の執行見込み額は約百十二億円となり、次年度、平成二十六年の改良更新事業費は約二百六億円を計上しているところでございます。この平成二十六年当初予算につきましては、過年度からの継続事業が約八割強を占めておりまして、とりわけバイパス送水管の整備や松原ポンプ場、千里浄水池の築造など大型工事がピークを迎えますことから事業費が増大しております。

次に、整備事業のこれまでの成果と今後策定する第三期中期整備事業計画の方針でございますが、まず、これまでの成果といたしましては、村野浄水場の取水

口一系統の耐震化やポンプ所の更新等が完了したこと、また、これまで耐震性のなかった庭窪浄水場の取水施設の耐震化が完了したことによりまして、震災時に於いて最低限の日常生活を維持できる水量として日量六十万立方メートルの水づくりが可能となっております。

また、平成二十七年年度から開始する第三期中期整備事業の方針につきましては、耐震化と更新を着実に進め、今後大きな被害が想定される南海トラフ巨大地震等に備え、日量六十万立方メートルの水道水を府内全域に供給できるよう、引き続き主要な幹線を結ぶ系統連絡送水管やバイパス送水管の整備を行うとともに、広域停電が発生した際にも送水が可能となるよう、非常用発電設備を庭窪浄水場や万博公園浄水池等に整備することを計画の柱としていきたいと考えております。

さらに、市町村水道との連携を強化するため、受水分岐の二系統化や単一送水管路の二重化やループ化等につきましても継続的に取り組んでまいります。

これらの施設整備に当たりましては、水需要の減少に対応したダウンサイジングを行うとともに、最新の技術や省エネ型機器の導入を図り、さらなる安定給水の確保と、より一層の事業の効率化に取り組んでまいりますと考えております。

#### ○野々下議長 中塚肇経営管理部広域連携課長。

(中塚肇経営管理部広域連携課長 登壇)

○中塚広域連携課長 広域化に関するこれまでの取り組みでございますが、まず昨年四月に河南水質管理ステーションを設置したことが挙げられます。これは、河南十市町村と連携して、地域における全ての水質管理を共同で実施する府内初の広域的な水質管理拠点でございます。本拠地でマンパワーや分析機器を共有化することにより、地域の市町村水道事業に係る水質検査、水質管理の充実を図っております。

次に、技術職員の不足や経験のない大規模更新などに対応するため、企業団の技術力を生かした支援の一環として市町村水道事業の施設に係る設計や工事を受託しております。平成二十五年度は、河南町大宝低区・高区配水池の耐震化実施設計・工事一件の受託でございますが、平成二十六年年度からは、この河南町の件に加え、藤井寺市道明寺浄水場の更新に係る実施設計・工事及び島本町大藪浄水場の監視制御設備等の更新に係る実施設計・工事の計三件を受託する予定でございます。

今後とも、事務の共同処理や業務の受託など、市町村との連携強化や支援に力を注いでまいります。

また、当企業団は、府域水道事業の運営基盤を強化するため、府域一水道の実現を目指して広域化を推進しているところでございます。本年四月からは、千早赤阪村との統合に向け、協議を開始いたします。ほかにも、この四月から統合協議を開始したいとの意向を示している団体があり、現在、当該団体において内部調整が行われております。調整が整えば、こうした団体とも協議を行っていくこととなります。

統合に向けては、平成二十六年年度から新たな取り組みを実施いたします。

四月からの統合協議の際には、統合を表明した団体の水道事業に係る施設整備計画や経営計画の策定が必要となるため、これらの計画の策定について当企業団が支援するというものでございます。具体的には、将来の水需要予測など計画策定に必要な調査等の委託費用を当企業団で負担するほか、当企業団の職員も一緒に当たって計画を共同立案することや国庫補助金獲得に当たって国と調整するなどの人的支援も行います。

このような費用面での支援や人的支援は、千早赤阪村との統合協議に限ったものではなく、今後、当企業

団との統合を表明した全ての団体に対して、同様の支援をしていきたいというふうに考えております。

#### ○野々下議長 吉川敏文議員。

(吉川敏文議員 登壇)

#### ○吉川議員 御答弁ありがとうございます。

まず、本水道事業会計予算案の大半を占めます安定供給事業のうち、改良更新事業の推進並びに定期的な整備事業の推進についてお答えをいただきました。いずれも、これは大阪府営水道時代に策定されました施設整備マスタープランをもとに、平成二十六年までは第二期中期整備事業を推進していただいております。同時に平成二十七年年度からの五年間の計画である第三期中期整備事業計画を来年度策定するというところでございました。それぞれの取り組みの考え方に投資額については、一定理解ができました。

また、これまでの取り組みについては、これも一定評価いたしたいと思っております。

ただ、事業の個々の内容が非常に膨大で、大規模でございますので、この議会では十分な議論は尽くせません。

そこで、ここまでの内容の要望として一点申し上げます。そこです。ここまでの内容の要望として一点申し上げます。たいと思っておりますが、企業団設立趣意書にもうたわれ、平成二十四年三月に策定されました大阪広域水道企業団将来構想にも明確に目標設定されております。さらなる用水並びに工水供給料金の値下げが、御答弁いただきました事業への投資を継続的に行う中で果たして可能になるのかどうか、可能になるのであれば、その時期はいつごろを見込んでいるのか、エンドユーザーの立場で第三期中期整備事業計画に何らかの形で触れていただきたい。これをまず要望しておきたいと思っております。

また、この料金値下げと大変かわりのある経営基

盤強化につながる水道事業の広域化について、千早赤阪村との統合や、その他具体的な取り組みを含めて御報告をいただきました。

そこで、企業団では、なぜこの府域一水道を目指すのか、また府域一水道に向けてどのように広域化を進めていくのか、改めてお伺いしたいと思います。

○野々下議長 中塚肇広域連携課長。

(中塚肇経営管理部広域連携課長 登壇)

○中塚広域連携課長 これからの府域水道事業が、厳しい経営環境の中で施設を計画的に更新し、住民サービスの維持・向上を図りつつ、料金値上げの抑制と水道事業の運営基盤強化をしていくには、広域化により事業の効率化を図っていく必要があります。こうしたことから、当企業団が実施している水道用水供給事業と市町村で実施している水道事業を一本化し、府内同一の水道料金体系で経営する府域一水道の実現を目指して広域化を推進しているところでございます。

現在、大阪府内では、各市町村が水道事業を運営しておりますが、水道施設や料金の格差、自己水源の保有状況など、それぞれで事情が異なっております。広域化の緊急性については市町村によって違いがございます。このため、これまでの首長会議での議論の中では、府域一水道の期限は設けないということが確認されたところでございます。こうしたことから、府域一水道に向けては、協議の調った市町村から順次統合を行っていくこととし、将来的に府域水道事業の一本化を実現したいと考えております。

なお、当企業団との統合を実現する上では、共通の統合条件について、四十二の構成市町村全ての首長の御承認をいただく必要があるほか、統合に係る企業団規約の改正についても全ての構成市町村の議会で議決をいただく必要があります。今後、統合協議に当た

っては、四十二の構成市町村全ての御理解をいただくことができるよう、丁寧な説明を行い、十分に御意見を伺いしながら協議を進めてまいりたいと考えております。

○野々下議長 吉川敏文議員。

(吉川敏文議員 登壇)

○吉川議員

御答弁ありがとうございます。

なぜ、府域一水道を目指すのかという基本的なことを伺ったわけでございますが、御答弁では、施設の計画的な更新を行いながら料金値上げの抑制、料金値下げとおっしゃらなかったわけでございますけれども、水道事業の運営基盤の強化を挙げられたわけでございます。

すると、この府域一水道を実現することは、その量の大小にかかわらず、企業団から水の供給を受けている四十二市町村の全てがそのメリットを享受できることになるというふうに考えられるわけでございます。しかし一方では、広域化の緊急性は市町村によって温度差があるので、期限を設けずに府域一水道を目指す、こういうふうにも御答弁をされているわけでございます。

先ほど申し上げたように、この企業団の経営が効率化されれば、当然供給される水の料金を安くする等のメリットが少なからずあるわけでございまして、これはやはり一定目標期限を定めて、できるだけ早く実現したほうが、その効果が早くあらわれると私は考えるものでございます。

本日、この場でいつまでに府域一水道を実現するのか、それを求めるわけではございませんが、四十二市町村が一致して企業団を設立したわけでございまして、そうしたことを話し合うテーブルを、スケジュールも含めて、再度御用意いただいてはどうかというふ

うに考えるわけでございますけれども、最後に企業長のお考えをお伺いいたしまして、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○野々下議長 竹山修身企業長。

(竹山修身企業長 登壇)

○竹山企業長

先ほど広域連携課長が御答弁しましたように、府内の各市町村の水道事業は、施設や料金の

それぞれの違い、さらには自己水源の保有状況など、それぞれの事情が異なっております。広域化の緊急性につきましては、市町村によってそれぞれ違いがあるのではないかとこのように思っております。こうしたことから、府域一水道は、中・長期的な課題として引き続き四十二市町村と我々は十分議論していく必要があるというふうに思っております。

ただ、府域一水道は、これから起こるであろう人口減少社会の急速な進展、さらにはストックでございまず施設や人材を効率的に使い、府民全体で経費負担を最少・最適化していくというふうな見地からいたしますと、府域の水道事業の運営基盤を強化するための有力な手段であると私は思っております。私も、府域一水道に向かいますして積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野々下議長 以上で吉川敏文議員の質問は終わりました。

○野々下議長 次に、大東真司議員。

(大東真司議員 登壇)

○大東議員 大東市の大東でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。特に、災害時の給水対策につきまして質問をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。水道事業会計におきまして、平成二十六年度当初予

算といたしまして七百七十一億七千八百万円が計上され、このうち改良更新事業費は約二百六億円となっており、平成二十五年度当初予算と比較すると約四十四億円の増額予算となっております。

私といたしましては、改良更新事業費の多くが大地震を想定した既存施設の耐震化、老朽化施設の更新、災害時に対応できる送水施設の改良更新であると理解をしております。

その中に盛り込まれております安定化対策費四十九億三千万円のうち、市町村水道との連携強化対策として、あんしん給水栓改良事業がございます。先ほど、企業長より運営方針の説明がありました。その中でも平成二十六年度予算の重要施策に位置づけられております。

あんしん給水栓とは、地震等による災害により水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、生活用の飲料水や医療用水等を応急給水するための施設であります。企業団の送水管路上には、約五百カ所設置されていると伺っております。

なお、大東市では現在十カ所設置されておりますが、南海トラフ地震の発生確率が増している中、災害時の飲料水や医療用水の確保は、被災者や負傷者等の生命維持に対し重要な事項でございます。

このあんしん給水栓改良事業は、幹線道路上に設置されている取水口から給水作業を実施する場合、道路規制等を行わなければならない箇所も出てくるため、給水作業がスムーズにできる場所に取水口を引っ張ってくる改良工事でございます。現在、取水口が改良された箇所はわずかであり、いざというとき、現実的に対応できる状態ではないと実感いたします。したがって、給水栓の設置改善を急ぐべきであり、さらに増設するべきであります。

そこでまず、平成二十六年度水道事業会計当初予算のあんしん給水栓改良事業、改良工事の実施概要について伺いいたします。

またあわせて、これまでの実績と今後の取り組み、予定及び最終的な事業箇所について伺いいたします。

私といたしましては、その有効性も勘案し、来年度以降も引き続き市町村と協議・調整を図り、二十六年に策定予定の第三期中期整備事業計画に反映していただき、各市町村の改良箇所のさらなる増設を要望いたします。

さらに、給水栓が本格的な機能を果たせるよう、市町村水道部局と連携をとり、住民参加の訓練についても実施をお願いしたいと思います。

以上、一つ目の質問といたします。

○野々下議長 これより答弁を求めます。

○野々下議長 藤谷光宏事業管理部計画課長。

○藤谷計画課長 (藤谷光宏事業管理部計画課長 登壇)

あんしん給水栓の改良事業につきましては、平成二十二年から五カ年で進めております第二期中期整備事業計画に位置づけ、四十五カ所を整備することとしております。今年度末には、これまでの実績とあわせ、四十一カ所が完成することとなり、平成二十六年には残りの四カ所、二市二町におきまして整備する予定でございます。

平成二十七年以降の予定につきましては、平成二十七年から実施する第三期中期整備事業計画を平成二十六年に策定することとしており、今後、市町村の要望も踏まえ、協議・調整を行い、市町村施設との整合性や費用対効果、他事業との優先順位等も考慮し、計画に反映していきたいと考えております。

また、あんしん給水栓を使用しました訓練につきま

しては、市町村水道部局の職員の方々を対象に、給水栓の操作の習得を目的として現在行っていると伺っておりますが、住民の皆様も参加した訓練につきましては、今後、市町村と協議し、企業団としても協力してまいります。

○野々下議長 大東真司議員。

(大東真司議員 登壇)

○大東議員 あんしん給水栓事業では、府民が地震等の災害時に水道水を確保するための対策として大変重要な課題であり、また有効なものであると考えます。

このたびの改良設置箇所につきましては、早急な対策が必要な事業だと考えるならば、不十分であると言わざるを得ません。例えば、大東市におきましては、十カ所あるうち一カ所だけが改良事業を行った場所でございます。

また、このあんしん給水栓の機能が十分果たせるよう、各市の訓練を実施し、府民にとって真に安心の給水栓となりますよう期待をするものでございます。

続きまして、二つ目の質問でございます。

南海トラフ地震が発生した場合には、非常用電源のない施設が停電することが予想されます。

第三期中期整備事業計画におきましても、耐震化や広域停電対策を講じるお考えを先ほど吉川議員の質問に対する答弁でお聞きいたしました。特に浄水場から市町村への送水が停止しない対策は重要であると考えております。

そこで、企業団の停電対策の現状と今後の取り組みについて伺いいたします。

○野々下議長 藤谷光宏計画課長。

(藤谷光宏事業管理部計画課長 登壇)

○藤谷計画課長 現在、企業団では、関西電力から常用・予備の二回線で受電することにより安定的な電力

の確保に努めておりますが、もし関西電力からの送電が全て停止した場合でも日量五十五万立方メートルの浄送水が可能となるよう、特に重要な施設である村野浄水場、磯島取水場に自家発電設備を設置しております。

また、ポンプ場、浄水池等には拠点給水施設を設け、停電時におきましても、池などに貯留してございます水を給水車や住民の皆様にご覧に直接給水できるようにさせていただきます。

さらに、今後、庭窪浄水場にも日量十万立方メートルの非常用自家発電設備を整備することとし、平成三十二年度には、震災時において最低限の日常生活に必要な水量である六十万立方メートルを上回る日量六十五万立方メートルの浄水が可能となります。

また、より広い地域に水を送ることが可能となるよう、送水施設でございます万博公園浄水池及び新設の松原ポンプ場にも非常用自家発電設備を今後整備する計画でございます。

以上のように、企業団としてできるだけ地震時、停電時の対策を行っていますが、今後とも施設整備マスタープランに基づき、さらに施設の充実を図ってまいります。

#### ○野々下議長 大東真司議員。

(大東真司議員 登壇)

○大東議員 地震災害は、いつ発生するかわかりません。平成二十五年五月に国が公表いたしました南海トラフ巨大地震対策の最終報告書では、東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合の最大被害が予測されており、救援物資などが届くまでの時間が、それまで想定されてきた期間よりさらに長期になっていくことが予測され、各家庭での備蓄は七日分必要であるという考え方が示されたところでございます。

非常用発電設備の整備につきましても、常に最悪の事態を想定し、おくれることなく着実に推進していただきますよう要望いたします。

また、ハード面の整備も大変重要ですが、一方では自助・公助・共助という考え方もクローズアップされており、住民の皆様がみずから飲料水等を備蓄することも重要であることから、今後は市町村とも広報活動にも充実をしていただきますよう、これも要望させていただきます。災害対策に終わりはありません。府民の生命を守る大切な水を供給する企業団の果たすべき使命と役割、また責務を考えたとき、発想をさらに膨らませ、国や大阪府が行うシミュレーション結果を十分に踏まえながら、水道事業者として住民に安心と信頼を供給していただきますよう念願し、質問いたします。ありがとうございます。

#### ○野々下議長 大東真司議員の質問は終了いたしました。

○野々下議長 以上で通告の質疑及び質問は終了いたしました。

○野々下議長 これをもちまして、上程議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を終結いたします。

○野々下議長 この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開の時刻は後刻御連絡をいたします。

(午後一時五十六分 休憩)

(午後二時十一分 再開)

○野々下議長 お待たせいたしました。休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○野々下議長 日程第六の議案に対する討論は通告があり

りませんので、討論なしと認めます。

○野々下議長 これより、日程第六の議案七件につきまして採決に入ります。

議事の都合により、分離して採決をいたします。

○野々下議長 まず、第一号議案、大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正の件を採決いたします。

○野々下議長 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野々下議長 御異議なしと認めます。

よって、第一号議案は原案のとおり可決されました。

○野々下議長 次に、第二号議案、大阪広域水道企業団水道事業供給条例一部改正の件を採決いたします。

○野々下議長 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野々下議長 御異議なしと認めます。

よって、第二号議案は原案のとおり可決されました。

○野々下議長 次に、第三号議案、大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例一部改正の件を採決いたします。

○野々下議長 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野々下議長 御異議なしと認めます。

よって、第三号議案は原案のとおり可決されました。

○野々下議長 次に、第四号議案、平成二十五年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件を採決いたします。

○野々下議長 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野々下議長 御異議なしと認めます。

よって、第四号議案は原案のとおり可決されました。

○野々下議長 次に、第五号議案、平成二十五年度大阪  
広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件を採  
決いたします。

○野々下議長 本案は、原案のとおり決定することに御  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野々下議長 御異議なしと認めます。

よって、第五号議案は原案のとおり可決されました。

○野々下議長 次に、第六号議案、平成二十六年大阪  
広域水道企業団水道事業会計予算の件を採決いたしま  
す。

○野々下議長 本案は、原案のとおり決定することに御  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野々下議長 御異議なしと認めます。

よって、第六号議案は原案のとおり可決されました。

○野々下議長 次に、第七号議案、平成二十六年大阪  
広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件を採決い  
たします。

○野々下議長 本案は、原案のとおり決定することに御  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野々下議長 御異議なしと認めます。

よって、第七号議案は原案のとおり可決されました。

○野々下議長 本日の日程は全て終了いたしました。

○野々下議長 以上をもちまして本日の会議を閉じます。

○野々下議長 これをもちまして平成二十六年二月定例  
会を閉会いたします。

午後二時十四分開会

議長 野々下重夫

副議長 若林 良信

議員 木村 勝彦

議員 松尾 京子